

企画政策課ソーシャルメディア運用方針

令和4年4月1日策定

令和7年7月30日改定

令和8年9月17日改定

1 ソーシャルメディアの種類

Instagram、Facebook、X（旧 Twitter）、YouTube、LINE、TikTok

2 アカウントの名称及び URL

種類	名称	URL
LINE	秋田県男鹿市 (@oga_city)	https://page.line.me/898jmbub
Facebook	男鹿市役所 (@ogacityoffice)	https://www.facebook.com/ogacityoffice/
	男鹿市地域おこし協力隊 (@ogaiju)	https://www.facebook.com/ogaiju
X (Twitter)	秋田県男鹿市 (@0ga_city)	https://x.com/0ga_city
	男鹿市地域おこし協力隊 ～Oga Akita Life～ (@0ga_Akita_Life)	https://x.com/0ga_Akita_Life
Instagram	秋田県男鹿市 (@oga_city_office)	https://www.instagram.com/oga_city_office/
	地域おこし協力隊 秋田県男鹿市 移住定住促進班 (@oga_akita_life)	https://www.instagram.com/oga_akita_life/
	男鹿市五里合コミュニティセンター (@iriai_communitycenter)	https://www.instagram.com/iriai_communitycenter/
	男鹿市椿コミュニティセンター (@tubaki_communitycenter)	https://www.instagram.com/tubaki_communitycenter/
	男鹿市船越コミュニティセンター (@funakosi_communitycenter)	https://www.instagram.com/funakosi_communitycenter/
	男鹿市戸賀コミュニティセンター (@toga_communitycenter)	https://www.instagram.com/toga_communitycenter/

	男鹿市脇本コミュニティセンター (@wakimoto_communitycenter)	https://www.instagram.com/wakimoto_communitycenter/
	男鹿市男鹿中コミュニティセンター (@oganaka_communitycenter)	https://www.instagram.com/oganaka_communitycenter/
	男鹿市北浦コミュニティセンター (@kitaura_public_hall.ogacity)	https://www.instagram.com/kitaura_public_hall.ogacity/
Youtube	男鹿市企画政策課 (@男鹿市企画政策課)	https://www.youtube.com/channel/UCyMUWwFrxs8XSJ8RpzB049A
TikTok	【公式】秋田県男鹿市	https://www.tiktok.com/@user4530219202910

3 担当所属名

男鹿市総務企画部企画政策課

4 利用目的及び内容

行政情報やイベント（各種行事を含む）情報のほか、各種事業に関する情報を市内外に向けて魅力をアピールし、多くの方に興味をもってもらうこと、また、災害等緊急性のある情報を市民の方に迅速に届けることを目的とする。

5 運用方法

運営者は、閲覧及び投稿等を自由に行うことができる。

原則として開庁時間内（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に、運営者が必要に応じて不定期に投稿する。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合がある。

ただし、運営者が緊急を要すると判断するものを除き、閲覧者からの投稿記事に対するコメントやメッセージへの返信は原則行わない。

6 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、市公式ホームページの取扱いに準じる。

（個人情報の取扱い：

<https://www.city.oga.akita.jp/soshik/kikakuseisakuka/sitejoho/1053.html>）

7 著作権

- (1) 2 に定める各アカウント（以下、「企画政策課ソーシャルメディア」という。）に掲載されている文章、写真、画像、動画等の著作権は、企画政策課に帰属する。
- (2) 内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合、または、転載の対象となる記事の内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、

無断で複製・転載することはできない。

8 禁止行為

閲覧者がコメント等を投稿するにあたり、次の事項に該当する行為は禁ずる。禁止行為であると運営者が判断した場合には、事前に通告することなくコメントを削除する、または、当該アカウントをブロックする場合がある。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 掲載内容に対して著しく乖離する内容
- (3) 男鹿市または第三者を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける内容
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- (5) 違法、又は反社会的な内容
- (6) 商品、店舗、会社の宣伝など商業目的の内容
- (7) 男鹿市または第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- (8) 虚偽又は事実と異なるもの
- (9) その他企画政策課が不適切と判断した内容

9 免責事項

- (1) 投稿は細心の注意を払って行うが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではない。
- (2) 企画政策課ソーシャルメディアを閲覧することで生じた直接・間接的な損失について、運営者は一切責任を負わないものとする。
- (3) 内容は予告なく変更することがある。
- (4) 運営者は、運営が困難になった場合、または情報を提供するにそぐわない理由がある場合は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは中止をする場合がある。
- (5) 掲載される情報は、企画政策課が発信するものだが、各ソーシャルメディアそのものを運営・管理しているのは企画政策課ではないため、予め以下の点を了承の上利用すること。

ア ソーシャルメディア上に、企画政策課が発信する情報以外に、本市と無関係の広告などが表示されることがある。

イ 予告なしにシステムが停止する可能性や、仕様が変更となることがある。